

## 2019年11月定例議会

2019年12月6日

すます 伸子

### 1 ヒバクシャ国際署名について

#### 須増議員

2017年、国連に加盟する122カ国の賛成で核兵器禁止条約が採択されました。

その発効にむけて、現在34カ国（11月25日）が批准しています。

来春四月に国連でNPT再検討会議が開かれます。その時に合わせ一核兵器廃絶、気候の危機の阻止と反転、社会的経済的正義のために一と題してアメリカの運動団体が呼び掛けた原水爆禁止世界大会が行われます。

また、来年までに世界中で数億の署名を集めることを目標に2016年4月から始まった「ヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名」いわゆる「ヒバクシャ国際署名」は一千万筆を超える署名が集められ、日本の自治体では、9月10日現在、20府県、1199市町村の首長が賛同の署名をしています。岡山県では、27市町村全ての首長が署名賛同しポスターで呼びかけられました。（ポスター資料あり）

この署名の趣旨は、「核兵器禁止条約に全ての国が加盟することを求めながら、核兵器の完全廃絶を求めるもの。」であり、知事も以前、この署名は核兵器を廃絶し、世界の恒久平和を目指すものと承知しており、その最終目的の意味するところは、人類共通の願いに他ならないものと認識していると答弁されています。ぜひ知事も賛同署名に協力をしていただきたいと思います。知事のお考えをお示してください。

#### 知事

ヒバクシャ国際署名についてのご質問ですが、核兵器を廃絶し、世界の恒久平和を目指すことは、人類共通の課題と認識しておりますが、これにどのように道筋をつけるかは、国の外交方針に関わるため、私としては、その動向を見守ってまいりたいと存じます。

#### 須増議員

知事、ありがとうございました。

趣旨には賛同して頂いたと承知いたしました。先日、ローマ教皇も広島、長崎を訪れられ、核兵器廃絶をうたわれました。また、先日アフガンで人道支援運動を続けてきた中村哲さんが銃弾に倒れました。武力で平和は守れない、怒りと悲しみを友好と平和の意思に変えて力を尽くすと、講演や著書で書かれております。行動してきた人だと思えます。想いとともに行動をと、私もこれからその思いを引き継ぎたいと思えますし、ぜひ知事にもその思いを何か平和に繋げて行動にして頂きたいと、要望を致したいと思えます。

## 2 マイナンバーについて

### 須増議員

近年、個人情報流出が問題となっています。昨年2月には横浜市鶴見区役所でマイナンバーカード78枚と交付用端末PC1台が盗まれる事件も起きており、マイナンバーの情報漏えい事案も毎年発生しており、個人情報保護が課題となっています。

情報は集積されるほど利用価値が高まり攻撃されやすく、情報漏えいを100%防ぐ完全なシステム構築は不可能です。意図的に情報を盗み売る人間がいる中で、一度、漏れた情報は流通・売買され、取り返しがつかなくなります。

ところが、国は、国民がマイナンバーカードを使わざるをえない状況をつくりだすため、2021年からマイナンバーカードを健康保険証としても使用可能にするなどの健康保険法等改正や、行政の手続きや業務に用いる情報のオンライン化を原則とする「デジタル手続法」などを、今年の通常国会で成立させました。

また、消費活性化策として、マイナンバーカード取得者を対象とし、電子マネーやスマートフォン決済にポイントを付与する取組など、マイナンバーカード普及のために手当たり次第となっています。

さらに、今回、地方公務員等のマイナンバーカードの一齐取得の推進について通知が出され、職場でマイナンバーカードの取得勧奨をもとめています。

公務員であっても、マイナンバーカードの作成を強制されることは、あってはなりません。メリットばかりを伝えることも勧奨につながります。取得は個人の意思によるものという原則が必要ではないでしょうか。そこでお聞きします。本県職員のマイナンバーカードの取得について、どのように対応しているのか、知事、教育長、警察本部長それぞれお示してください。

また、就学支援金など行政手続きでのマイナンバー記入について、本人の希望で記入しなくても手続きができることについて、申請時に理解しにくいとい

う声が上がっています。国税などでは、マイナンバーを記入しなくても申告を受け付けています。県行政でもマイナンバーの記入の有無の自由について明記するなど、制度の運用にあたっては、適正かつ丁寧に行うべきと考えますがいかがですか。知事のお考えをお示してください。

#### 知事

県職員のカード取得についてであります。国から、令和3年3月に本格実施されるマイナンバーカードの健康保険証利用を着実に進めるため、本年度中の一斉取得の推進について依頼があったところであります。

これを受け、知事部局においては、課長会議の場などを通じて、職員に周知を図るとともに、カード取得の協力依頼を行っているところでございます。

制度の運用についてであります。この制度においては、国民の利便性の向上や行政の効率化の観点から、申請書等にマイナンバーを記入することとしておりますが、記入に同意いただけない場合には、必要書類を添付するなど、従来どおりの方法により未記入でも受け付けているところであります。

引き続き、申請窓口等において、こうした取扱いを丁寧に説明するなど適切に対応してまいりたいと存じます。

#### 教育長

県職員のカード取得についてであります。県教委におきましても、マイナンバーカードの健康保険証利用を着実に進めるため、国の通知に基づき、公立学校共済組合の組合員等へ周知を図り、一人ひとりの理解と協力の下、本年度中に取得するよう依頼を行っているところであります。

#### 警察本部長

県職員のカード取得についてであります。県警察では、令和3年3月から予定されている健康保険証としての利用を着実に進めるため、国の方針を踏まえ、職員に周知を図り、理解を得た上で、職員及びその被扶養者の本年度中の取得を奨励しているところでございます。

#### 須増議員

マイナンバーカードについては、ぜひとも強制無いように、取りくんで頂きたいと要望致します。

### 3 被災者支援について

#### 須増議員

被災者の生活再建に向けて質問します。

私は、真備町の災対連と共産党合同でつくる被災者支援センターガーベラハウスというところで、週一回の相談活動に参加しています。その中でお聞きするのは、○障がいをもった子どもをかかえ、夫は避難生活で調子を崩し寝たきり状態という女性は夜勤専門の介護職で生計を立てています。なんとか家をリフォームしたけれどどうやって引っ越しをしたらいいのか途方に暮れてる。○住宅建設費用が高騰しており、人手不足で大工さんが見つからない、家がいつ完成するかわからない。○仮設住宅の期限のあとも通学バスは出してもらえるのか、送迎も限界だ。住居の再建でお金がたくさんかかってしまい、毎日の生活が大変で精いっぱい。○母が認知症で症状が悪化し、兄は避難生活で事故にあい仕事をやめ、生活が乱れている。など簡単な相談もありますが、複雑で大変なものもあります。

問題を解決するには、災害救助法はもちろん既存の制度の活用や地域の力、弁護士や市や県や国を横断的につなげて対応しなくては支援できないと実感しました。

個々の被災者が、その生活を再建するためには、被災者の抱える複合的な問題を把握し、それぞれの問題解決に必要な知見に基づき、支援策を検討し、被災者に提供していくことが不可欠だと感じます。

そうした被災者支援の仕組みを実際に県としてやっているところがあります。

鳥取県です。鳥取県では、鳥取県中部地震からの復興を推し進めるため生活復興支援、いわゆる災害ケースマネジメントに総合的に取り組む体制の構築を昨年4月、条例で規定し恒久制度にしています。

今では、仙台市や熊本市でも実施されています。

災害ケースマネジメントとは、申請主義ではなく、戸別訪問による実態調査を行い、その調査結果に基づき関係機関が集まり生活復興プランを検討し必要な支援に対する支援チームを派遣するという流れでおこなわれています。仕事、健康、生活資金、福祉、建物、土地、法律など生活復興支援チームが、関係機関と一緒に組織的に対処していくということです。

本県では、おかやまこころのケア相談室で丁寧な訪問活動が行われていますが、そこでの相談内容を他の機関と共有し支援する体制だけでは十分ではありません。災害ケースマネジメントを本県としても条例により制度化し、生活の再建復興を手助けしてはどうかと考えます。保健福祉部長のお考えをお示してください。

次に、国保の医療費（自己負担分）と介護保険利用料の無料化について、継続の要望はとても強く、市町村の努力で12月まで延長がされてきました。

医療・介護の無料化継続は、被災者支援の命綱であり、継続を求める署名も倉敷市に2367筆も提出されています。

今年の1～2月に、県は心と体の健康調査を行いました。知事は、現在の被災者の健康状態についてどのように感じておられるのか。お尋ねします。そして、愛媛県でも実施している県として国保医療費の無料化をわが県でも実施していただきたいと考えますが、併せて知事のお考えをお示してください。

また、仮設住宅の供与期間「2年間」の延長については、先日の提案説明において、年内に国の同意が得られるよう協議を進めているとのことでしたが、被災者は日々不安を感じながら生活しており、どのような状況なのか、保健福祉部長お示してください。

#### 知事

お答えいたします。被災者支援についてのご質問でございます。

健康状態等についてであります。お話の健康調査で判明した要支援者については、現在も支援を継続しており、多くの人は改善傾向にあります。引き続き支援が必要な人もいと認識しております。

国保医療費の無料化については、保険者である市町村の判断で行われるものであり、また、被災の状況も一様ではないことから県が広域的な対応を行うことは難しいと考えております。

#### 保健福祉部長

体制の構築についてであります。お話の支援の仕組みは、被災世帯ごとの実情やニーズに応じ、様々な専門家がきめ細かな支援を行うものと承知しており、被災者が一日も早く安心して自立的な暮らしを取り戻すための有効な手法であると考えております。

このため、今回の災害においても、この手法を取り入れた被災者支援を行っており、条例制定までは考えておりませんが、今後、県内にこの仕組みが広まるよう、行政職員を対象とした研修等で先進事例を紹介するなど、市町村の支援に取り組んでまいりたいと存じます。

次に仮設住宅についてであります。供与期間については、過去の災害では、業者の不足により自宅の完成が遅れることや、災害公営住宅の整備に時間がかかることなどを理由に、国から延長が認められております。

本県では、現在も、国に延長を求めているところであり、引き続き、被災世帯の状況について丁寧に説明しながら、国と協議を続けてまいりたいと存じます。

す。

#### 須増議員

既に災害ケースマネジメントに取り組んでいるとのことだが、県が実施しているものは限定的と言ったらなんなのですけれども、例えば一番被害が酷かった倉敷市の被災者の、倉敷外に被災されている方々が、いま戸別訪問をしっかりと下さっていて、倉敷市がこころのケアで訪問活動している方々について、その現場では、それで知り得た情報を他課に紹介し、ケースとして複合的に対応することができていなくて、大変苦勞、悩んでいる。相談を受けても解決する手法がないという事を現場で声を聞いている。そういう仕組みを研修していくとおっしゃったのですけれども、市町村に本格的にやっていただくためには、県が条例を持って制度として浸透させていくべきだと思うのですけれども、十分だと思うか。

#### 保健福祉部長

既に、そうした手法による見守り支援は実施されていることから、条例制定による制度化は考えておりません。例えば、いまご指摘のあった倉敷市の見守り支援員も含めた県内のそうした支援員を対象にした、研修会で、災害ケースマネジメントの先進事例を紹介し、また県の方に例えば弁護士などの専門家の派遣の相談があればそうした専門家を派遣させて頂くこともしているので、引き続きしっかりと支援に取り組んでまいりたい。

#### 須増議員

ケースマネジメントについては現時点、とても十分とは言えないと認識しておりまして、その点もっと努力をして頂きたいと要望致します。

知事に、今の被災者の健康の実態については認識しているけれども、医療費まではというお話だったのですけれども、先日、倉敷市に要請した際、歯医者事務をしている被災者が自ら実施したアンケート結果を公表していた。郵送で62人に実施し、その中で医療費の自己負担減免がなくなった場合、受診回数を減らす又は受診できないと回答した人が10人中7人という結果だった。また、コメント欄には、「つらい思いをしたことがいっぱいあるけれども、それを伝えようとする気持ちがかき乱されて話せない。」と言葉にできない方々も多くいると書かれてあった。そういう状況の中で、無料化の継続が12月で止まってしまうことは被災者にとって本当に大きな変化であり、つらい問題になる。本当に検討の余地はないのか。岩手県はずっとやっており、愛媛県も西日本豪雨災害でやっている。なぜ岡山県でできないのか。

知事

普通の生活をしていてもそれぞれ悩みを抱えている中で、被災され、家をなくすということは、本当にいろいろな不安や心配、体の支障など大変であると思っており、市町村と協力をしながらしっかりサポートしなければいけないと考えている。

無料化ということだが、できるだけ負担を下げたいというのが人情だが、歴史の教訓によれば無料化を続けたあとには大変なことが待っていることが多い。だからといって全てしないというわけではないが、それぞれの方の心配には総合的な対応をすべきであって、無料化が第一選択だということは考えていない。

須増議員

知事ありがとうございます。想いは共有して頂けたと思うのですが、医療費が本当に命綱だと、被災者にとって一番大事なことだということについては、理解をして頂きたいと再度要望致します。

仮設住宅について先ほど説明があったが、延長の発表時期が分かれば教えてほしい。

保健福祉部長

仮設住宅の供与期間延長の発表時期についてですが、現在、国に対し延長を求めているところで、いつ頃そうしたものが出るかはまだ判明していませんが、年内に同意が得られるよう国に協議をしてまいりたいと存じます。

#### 4 県営住宅について

須増議員

県営住宅は低所得者に賃貸する目的で、国の補助を受け建設されているもので、現在ではDV被害者や災害被災者のための備えとしても重要となってきています。

岡山の県営住宅は現在6834戸あり、平成30年度決算では、歳入は、家賃収入8億2百余万円、国庫補助金2億2千4百余万円、と財産収入。一方歳出は、管理費6億9千余万円と建設費4億3千8百余万円です。経営状況は良好で、決して財政的にお荷物的な存在ではないということがわかります。

しかし、実際の県営住宅の実態は、場所にもよりますが、老朽化が激しく空き室も目立つところや、施設の壁がボロボロで崩れそうなど、とても住みた

くなるような状況にはありません。低廉な家賃の住宅への入居希望はあるのに、ニーズに配慮された整備はなされていません。

公営住宅法第21条で「事業主体は、修繕する必要があるときは、遅滞なく修繕しなければならない」としておりますが、修繕が必要な時とは、壊れた時だけではないため、計画的な修繕や定期点検による修繕を積極的に行う抜本的な対応をしてはどうかと思っておりますが、土木部長、お考えをお示してください。

次に、入居者の負担について、現在、浴槽のない県営住宅の入居募集が散見されます。全国的には、浴槽の設置は事業主体がするのが当たり前となりつつあり、退去の時に撤去も必要ないという対応が進んでいると聞いており、国の公営住宅等長寿命化計画策定指針修繕周期表においても、浴室ユニットの取替えを行うのは事業主体である県となっています。県営住宅の浴槽について、どのように対応されていくのか、土木部長お示してください。

さらに、県では、共益費の負担を家賃と別に求めています。共益費の主なものとして、外灯、階段灯、集会所、給水設備、共同水栓の上・下水道料金、浄化槽・汚水処理場の清掃など多岐にわたっています。共同施設や付帯施設の維持管理費用は、共益費に含まず自治体負担とすべきと考えますがお考えをお示してください。また、共益費は、自治会が徴収することとなっており、滞納があったりして、自治会でトラブルが起っています。共益費を県が直接徴収すべきと考えます。併せて、土木部長のお考えをお示してください。

#### 土木部長

計画的な修繕等についてであります。これまでも、入居者が退去した部屋の修繕や、設備等の破損に伴う緊急的な修繕に加え、定期点検を実施し、その結果に基づき、老朽化した手すりの交換や、外壁改修、屋上防水等の改修を計画的に実施しているところであります。

今後とも、定期点検や日常の巡回等を通じて、必要な修繕の実施に努めてまいりたいと存じます。

浴槽の設置等についてであります。昭和60年以前に建設した県営住宅では、浴槽は入居者が設置することとなっており、その後建設した県営住宅は、県が浴槽を設置しております。

お話の、入居者が設置した浴槽を、県が、引き取りそのまま使うことや、取り替えることについては、安全面、衛生面での懸念や、設置費用、家賃増額等の課題があることから、他県の状況も参考にしながら、慎重に検討する必要があると考えております。

共益費の負担等についてであります。共益費は、入居者共通の利益を図る共同施設などの維持運営にかかる費用であり、入居者自らが負担すべきものと



考えております。

このため、共益費の徴収についても、入居者で行うことが適当であり、入居者のご理解も得やすいことから、引き続き、自治会による徴収を考えておりますが、入居者の中には自治会に加入せず共益費を支払わない方や、長期間不在のため徴収できない方もいることから、今後とも、他県の取組も参考にしながら、徴収方法について、慎重に検討してまいりたいと存じます。

#### 須増議員

計画的な改修の点だが、修繕なども発生主義的な対応の範疇を超えていない。計画的と言うが、かなり老朽化してどうにもならなくなって計画的に改修するという状況にある。

私はいくつか他県の県営住宅の実績を見てみたが、広島県などは県営住宅そのものを特別会計にして県営住宅の収支をはっきり別立てにしている。5か年計画で政策的に県営住宅を魅力あるものにし、政策的に若い夫婦なども入れていく等の取組を行っている。

国の方向でも、公営住宅は決して赤字にならない、きちんと運営していけば、収支のとれるものであるので、おもしろくやれば、きちんと政策的にやれば、できるものと思うが、もっと公営住宅を重視する政策に変えていくべきであると思うが、いかがか。

#### 土木部長

公営住宅を住みやすいものに変えていくべきではないかという質問であるが、議員の先ほどの質問の中に、良好な経営状況というお話もあったが、実際の決算においては、固定資産税に相当するような市町村への交付金、あるいは県債の償還額を加味すると家賃収入、あるいは国庫補助金、交付金等も含めて、その収入だけではなかなか必要経費がまかなえない。現実的には2億を超える一般財源を充当しているような状況であり、なかなか余剰があるような状況ではない。

ただ、そういった状況の中でも、公営住宅をしっかりと維持管理していく必要があり、県も住生活基本計画というものを立て取り組んでいるところであるが、お話のように、老朽化が全般的に進んでいるという中で、まずは、県としても、既存ストックをしっかりと活用していくことが重要である。場当たりのというお話もあったが、しっかり計画を立て、トータルのコストも縮減しながら長寿命化を図っているところであり、引き続き、まずはこうした取組を続け、しっかりと県営住宅を適切に維持管理できるよう進めてまいりたい。

#### 須増議員

必要な経費がかかっているということだが、その発想の転換が、私は必要だと思う。今2割程度の空き室があるわけで、その空き室そのものをいっばいに、どんな民間の住宅であっても、空き室を埋める政策を取っているわけで、住みたくならないいい公営住宅は、何倍もの募集倍率だ。そもそも入りたい人が多くいる中で、空き室があるのは、要はとても住めない状況のまま放置しているからで、きちんと住めるようにきれいに管理していけば100%埋まり、県民にも喜んでいただき、そしてその赤字部分を埋めていけると、そういう考え方できちんと経営すべき、政策的にやるべきだと思うが、いかがか。

#### 土木部長

空き室が一定程度あるが、そこもしっかり住みやすいようにするべきだという再質問だが、この空き室についても、やはり修繕をしながら応募をかけているところであり、応募の方も地域的な偏在はあるものの、2倍を超えるような応募状況になっている。まだまだそういう意味では、県営住宅に関してニーズはあるので、空き室をしっかりと回転して有効活用できるように、引き続き努めてまいりたい、

#### 須増議員

共益費の問題だが、倉敷市の中庄団地にある一つの自治会の話聞いてきた。そこは88戸、自治会があるが、毎月の共益費1300円と自治会費200円の1500円を徴取し、毎月の共益費を自治会の役員がそれぞれ払い、また、9か所にそれぞれ払っている。給水、エレベータの電気代、街路灯、いろいろあるが、毎月、11万850円程度かかっているということだ。

しかし、88軒あるなかで、いつも77軒しか集金ができず、1割は足りないの自治会費の200円分に割り込んでいるという状況だ。あそこはとても広く、各ブロック分かれているが、中庭などの草取りも高齢化からとてもできなく、シルバーに頼んだら6万円かかり、またそれも共益費になるので本当に大変だと、もともと低廉な家賃の所に住みたいということでやっているが、徴収事務も大変で、共益費の負担も大変になっている状況がある。せめてその滞納部分だけでも、行政として対応すべきではないのか。

#### 土木部長

滞納等が発生している共益費について、県で負担してはどうか、という質問であるが、やはりそもそも共益費というのは入居者の方々が、先ほど話された事例、いろいろな集会所とか廊下とか、そういった電気代、いわゆる入居者共

通の利益を図るために、維持運営にかかる費用として拠出しているというところであり、やはり、その負担は入居者自らが負担すべきものと考えている。

須増議員

共益費の全てを払えと言っているのではなく、共益費があることはいいが、その滞納だけでなく、空き室の分まで負担しているわけであることから、そのあたりの対応はすべきじゃないかなと思うが、いかがか。

土木部長

滞納部分等について県が負担すべきという改めでの質問であるが、入居者の方々がその団地で共同的な生活をしていることを考えると、やはり住んでいる方が、いわゆる受益を受けている方が自分で払うということが原則だと思いますので、そういった意味においては滞納部分等について県が払うということはありません。

須増議員

滞納者の理由としては、若い方が入ってきて、会えなくて、電話番号を聞いても個人情報だからといって行政に教えてもらえず、自治会長、役員は本当に苦労されていたりする。だいたい共益費は、民間住宅なら家主が集めて、共益部分を運用されているのではないか。自治会で絶対やらないといけないという原則自体が、私はそんなに固執すべき問題じゃないと思う。多くの自治会で高齢化が進み、そういう対応をせざるを得ないということで、全国的には行政が共益費を徴収するという事務を請け負っているところがあるが、どうか。

土木部長

共益費の扱いであるが、県としては、共益費は入居者共通の利益を計る共同施設の維持・運営にかかる費用であり、入居者自らが負担すべきものと考えております。

徴収についても、自らが負担することにおいては、やはり自らの方で負担すべきものと考えておりますけれども、ご懸念のようなトラブルの発生ということもありますので、その辺については、今後他県の取組状況も参考にしながら慎重に検討させていただきたいと存じます。

## 5 教育について

須増議員

公立学校の教員に対する「1年単位の变形労働時間制」の導入について、国で議論されています。

この制度は、恒常的な時間外労働がないことを前提とした制度だと厚生労働省はしていますが、実際には、長時間労働や休日出勤が恒常化し制度導入の前提が崩れていると指摘されています。夏休みにも残業があるなど「閑散期」とはいえず、「休日まとめ取り」ができる条件があると思えません。

文部科学省がタイムカード導入を各教育委員会に示しているにもかかわらず、勤務時間の把握が遅れています。まずは正確な労働時間の把握をすべきと考えますが、労働時間についての現状の認識と、把握方法についてお聞きします。

また、2021年度から自治体の判断で制度が導入できるとなっていますが、実態を踏まえれば、变形労働時間制ではなく、労働時間の是正と総労働時間の縮減こそ目指すべきと、国に対し意見を述べるべきと考えますが、本制度への対応について、お考えをお示してください。

次に、教育の場で、教員が確保できずに授業に穴が空くという事態が続いている問題です。全国的に教員の確保が難しくなっている中で、“非正規”教員への依存度が高いために、講師不足で、育休代員などが確保できないのではないのでしょうか。数年にわたり起こっている問題であり、どのように解決していくのか。お考えをお示してください。

教育の最後に、私は、全国学力テストの順位づけを目標にした競争と管理を強めた体制を改め、担任を持たない特任チームの在り方を見直し、さらに、県独自の学力テストもやめるべきと考えます。教員が子どもたちと向き合う時間の確保にこそ県教委は心を砕くべきと考えます。今後、どのように取り組んでいくのか、お考えをお示してください。以上の点について、教育長に伺います。

#### 教育長

労働時間についてであります。今年度の勤務実態調査では、時間外業務が、平成28年度と比較して、小中学校では約18%縮減していますが、全校種で依然として時間外業務が多い状況にあり、さらなる縮減が必要であると考えております。

把握方法については、県立学校では出退勤を客観的に管理するシステムを全校に導入しておりますが、市町村立学校では14市町村にとどまっており、引き続き導入の促進を図ってまいりたいと存じます。

变形労働時間制についてであります。県教委としても、引き続き、労働時間の縮減にしっかりと取り組む必要があると考えており、国に対して意見を述べることまでは考えておりませんが、そうした中で、国や他県の動向、学校の実態も踏まえながら、变形労働時間制について、検討してまいりたいと存じます。

す。

教員の確保についてであります。本県の講師の割合は低下傾向にあり、全国平均を下回っておりますが、近年は若手教員の大量採用に伴う産休育休代員の増加などにより、講師の確保が厳しい状況となっております。

このため、ホームページやハローワーク等での募集や県内外の大学での説明会、Uターン希望者を対象とした東京や大阪等での講師登録会などを実施しているところであり、引き続き講師等の確保に、全力で取り組んでまいりたいと存じます。

今後の取組についてであります。お話の授業改革推進チームは、力のある教員が複数の学校で授業改善を支援し、個々の教員の指導力向上を図るものであり、また、学力調査は、子どもたちの学力や学習状況の経年変化を追跡し、つまずきの状況を把握するために行っております。こうした取組に加え、働き方改革も併せて進めることにより、教員がゆとりを持って、授業の中で子どもたち一人ひとりにしっかりと向き合えるものと考えており、引き続きこうした取組の推進を図ってまいりたいと存じます。

#### 須増議員

労働時間の把握を正確に行ない、とても変形労働制をとれる状況にないと私は思いますけれども、実態に合わせて適切に対応して頂きたいと要望致します。

授業に穴があく、ひと月以上担任がいないという状況が複数生まれている実態は本当に深刻だと思うが、毎年同じ話をされていて、状況が変わらない。求人というのをいつも言われるが、それだけでは解決できない。どの職種も人材不足のときに、いくら求人の工夫をしてもなかなか解決してこなかったのではないかと。その話がいつも変わらないので余計心配になる。60歳を超えた再任用の皆さんを定数内の人数としてカウントされているが、この一部でも講師に回っていただいて、講師の要員を確保するとか、特任チームに担任を持っていただくとか、今できる即効性のある対応をすべきではないかと思うがいかがか。

#### 教育長

再任用の教員の活用ということについては、ここで退職する方あるいはもう退職した方で再任用を続けている方には引き続き積極的に声をかけて、引き続き教育界にとどまって頑張ってくださいようをお願いをしているところである。

また、求人以外ということになると、人材確保という面では養成機関へ積極的に出向き、教員の魅力発信や働き方改革の取組等についても教員志望の学生等に説明しているところであり、教員を志望する人を増やしていく努力も併せ

で行っているところである。

## 6 がん対策について

### 須増議員

がん患者の治療費や療養費のうち、公的医療保険の対象にならないものについて、独自に助成制度を持っている府県が半数を超えているという報道がありました。妊孕性温存治療費や医療用ウィッグ、40歳未満の在宅介護費などです。

がん患者の約1/3が20歳から64歳の働く世代で、治療と就労の両立が課題となっています。私自身癌サバイバーとして両立をするときに、副作用による外見の変化に苦労してきました。

本県には独自の助成制度がないため、新たに制度をつくりがん患者の自立を支えていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

また、AYA世代の乳がん検診について、乳房の性質や家族性などを含めた検診の必要性の周知と検診への助成をすべきと考えますがいかがでしょうか。二点、保健福祉部長にお伺いします。

### 保健福祉部長

治療費等の助成についてであります。がん患者に対する治療と生活・就労の両立支援は重要と認識しており、県では、第3次岡山県がん対策推進計画に沿って、妊孕性温存に関するパンフレットの作成や、経済団体と連携した就労環境の整備を促す研修会の開催など、普及啓発を中心とした事業に取り組んでいるところであります。

お話の妊孕性温存治療費などへの公的助成については、全国共通の課題であることから、国による助成制度の創設が適当であると考えており、国への働きかけを検討してまいりたいと存じます。

AYA世代の乳がん検診についてであります。乳がんは、早期に発見すれば根治できるため、検診や自己触診の普及は重要であると考えております。

一方、AYA世代については、現時点では、乳がん検診の実施による死亡率減少効果などが明らかでないため、県として検診への新たな助成までは考えておりませんが、自己触診や異常がある場合の早期受診の重要性等について、市町村と連携しつつ、愛育委員会などの関係団体の協力もいただきながら、広く啓発してまいりたいと存じます。